

災害時のし尿の搬入・受入れについて

1. 災害時 し尿の搬入・受入れについて

- 「東京都地域防災計画」（平成19年度修正）に、都と区市町村における明確な役割分担と、体制整備を構築する手法として「覚書を締結」することが位置付けられた。

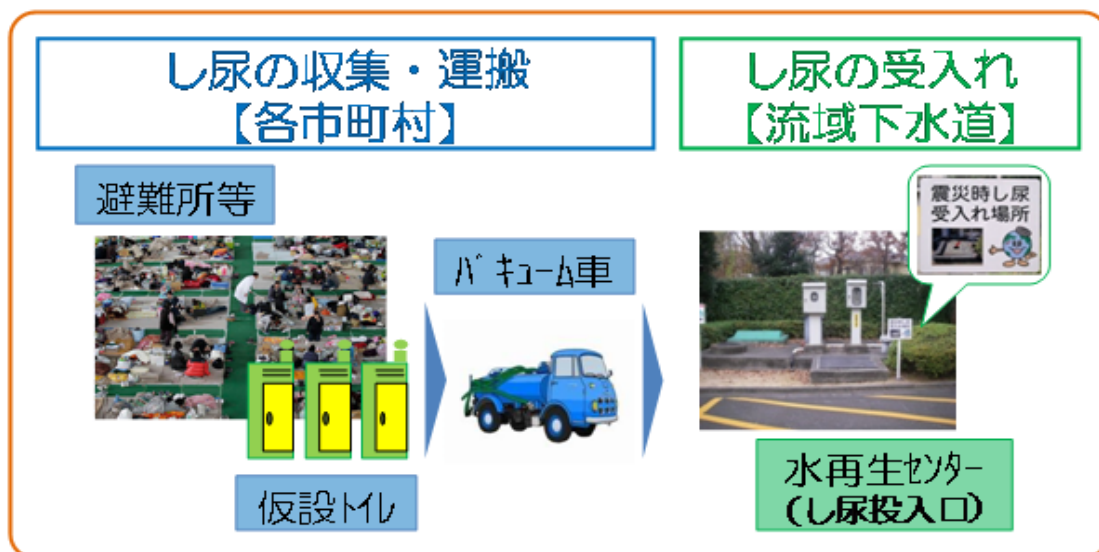
（1）役割分担

- ・下水道局 ⇒ 収集されたし尿について、下水道施設での受入れ・処理を行う。
- ・区市町村 ⇒ 災害用トイレの備蓄・確保、し尿の収集・運搬を実施する。

（2）体制整備

- ・多摩地域の市町村は、都下水道局との「覚書」の締結により水再生センターへの搬入体制を整備する。

＜市町村と流域下水道との役割分担＞



2. 災害時の体制整備に向けた市町村との取組

○流域下水道と市町村とが連携する主要施策

- ・「経営計画 2010」に主要施策として位置付け、計画的に事業を進めている。

○取組経過

- ・平成 19 年度末までに全ての水再生センターで、し尿の受入れ施設整備を完了。
- ・平成 22 年度末までに、7 市町村と体制整備の「覚書」を締結。
- ・東日本大震災の発生を機に、これまでの取組を加速させ、経営計画の目標を 4 年前倒しして、残り 23 市町と体制整備の「覚書」締結を完了。

<災害時し尿の搬入・受入れ体制整備の経過>

	H22	H23	H24	H25～	累計
経営計画における 目標市町村数	16市町村			14市町	30市町村
実績市町村数	7市町村	23市町	—	—	30市町村

多摩
30市町村



流域下水道

<多摩30市町村の受入れ体制図>

